

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の財物（不動産）損害について、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたことを踏まえ、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例。

1579

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### （1） 損害項目

南相馬市原町区〇〇所在、地目宅地、地積594.94㎡の土地に関する財物損害 226万8705円

#### （2） 損害項目

南相馬市原町区〇〇所在、種類居宅、構造軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積136.47㎡の建物に関する財物損害 931万9203円

#### （3） 損害項目

南相馬市原町区〇〇所在、種類居宅、構造軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積136.47㎡の構築物・庭木に関する財物損害 155万9076円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金1314万6984円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償することを妨げない。

（2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

令和元年7月31日

（仲介委員 鈴木 修司）